

感染症流行指標値の設定について

(令和7年12月12日最終改正)

鳥取県感染症情報センター

1 対象疾病

インフルエンザ、感染性胃腸炎、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、手足口病、ヘルパンギーナ（夏かぜ）、咽頭結膜熱、A群溶血性連鎖球菌咽頭炎、流行性角結膜炎、マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑、RS ウィルス感染症、新型コロナウィルス感染症

2 流行指標値の設定基準

過去5年間の鳥取県における地域ごとの定点患者数（週あたり）を算出し、数の少ない順に並べ、以下の基準により流行状況を区分し、これにより指標値を設定する。ただし、0人のデータは削除して並べることとする。

流行状況	表記	基準(パーセンタイル)
患者発生極小又はなし	×	20未満
散発	△	20以上50未満
やや流行している	○	50以上80未満
流行している	◎	80以上

ただし、以下の疾病については各地区共通の定点あたり患者数により表のとおりとする。

疾病名	標記					備考
	×	△	○	◎	★	
新型コロナウィルス感染症	2.00未満	2.00以上	5.00以上	8.00以上	10.00以上	※1
水痘	0.20未満	0.20以上	0.50以上	0.80以上	1.00以上	※2
流行性耳下腺炎	0.60未満	0.60以上	1.50以上	2.40以上	3.00以上	※2
流行性角結膜炎	0.80未満	0.80以上	2.00以上	3.20以上		※3
マイコプラズマ肺炎	0.60未満	0.60以上	1.50以上	2.40以上		※4

※1：県の注意レベル★(定点当たり 10人/週)を基に、その値の80%を◎、50%を○、20%を△とする。

※2：国の注意報レベル★(水痘:1人/週、流行性耳下腺炎:3人/週)を基に、その値の80%を◎、50%を○、20%を△とする。

※3：国の警報レベル終息基準値(定点あたり 4人/週)を基に、その値の80%を◎、50%を○、20%を△とする。

※4：過去5年間 (R2.W41～R7.W40) の、全国の最多定点あたり患者数(2.84÷3人/週)を基に、その値の80%を◎、50%を○、20%を△とする。

3 流行指標値の更新

1年ごとに更新する。